

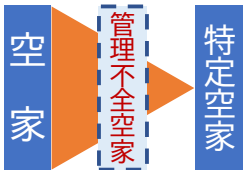
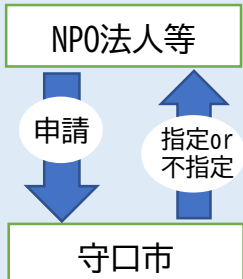
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年度守口市空家等対策協議会 資料 7

令和5年 6月14日公布

令和5年12月13日施行

- 改正に伴う条文数の増加（16か条⇒30か条）
- 主な改正の概要と空家等対策計画への位置づけ

No.	概要	法根拠 いずれも改正後	空家等対策計画への 位置づけ（案）	当面の方針
①	空家等活用 促進区域 ・空家等活用促進区域における建築基準 法上の規制緩和 ・区域内における地方住宅供給公社、U R等への業務委託	第7条 第3項	空家等活用促進区域 及びその区域におけ る活用指針に関する 事項	情報収集及び方針の検討 (必要に応じて計画改定)
②	管理不全空家  ・放置すれば特定空家になるおそれのある 空家に対する措置 ・指導、勧告が可能となり、勧告後は、 特定空家等と同様に固定資産税の住宅用 地特例が解除	第13条 各項	措置に係る作業フロー	
③	財産管理人の選任 ・相続財産管理人や不在者財産管理人選 任に関して、請求権原が明確化	第14条 各項		
④	特定空家等への 緊急代執行 ・災害時など、命令等の事前手続を経る いとまがない緊急時の代執行制度	第22条 第11項・ 第12項		
⑤	空家等管理活用 支援法人  ・各種法人からの申請により、当該法人 を空家等管理活用支援法人に指定 ・申請に対する指定は行政手続法が適用 (市区町村⇒支援法人) 業務委託（調査研究・普及啓発・所有 者等の探索 など） (支援法人⇒市区町村長) 空家等対策計画の作成・変更の提案 財産管理人選任等の請求の要請	第23条 ～第28条	空家等管理活用法 人の指定に関する方針	
				「空家等管理活用支援法 人の指定に関する審査基 準」を作成・公表済 (※別紙参照)